歩行者優先 **KEEP38プロジェクト**

シンボルマーク 使用ガイドライン



埼玉県警察本部 交通部交通総務課

作成経緯

過去、信号機のない横断歩道における法令遵守の表明や模範運転を 促進するため、関係団体の協力を得て「信号機のない横断歩道では歩 行者優先を徹底します」と表示されたステッカーを作成しました。

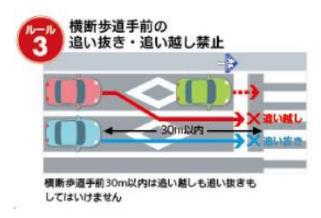
ステッカーを受け取った方からは、一目でわかる内容で、一定の理解は得ましたが、自ら進んで貼っていただける方は、決して多くはありませんでした。

そこで、多くのドライバーに周知されるよう、デザインを工夫し、 道路交通法38条を守る = KEEP38をモチーフにしたシンボルマークを考 案しました。

横断歩道のルール









- ●罰 則…3か月以下の懲役または5万円以下の罰金 (過失は10万円以下の罰金)
- ●違反点…2点(横断歩行者等妨害等・追越し禁止)

「KEEP38プロジェクト」とは

道路交通法38条は、「横断歩道における歩行者優先義務」が明記されています。

しかしながら、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしているにもかかわらず一時停止をしない車両や、横断歩道に接近する際、停止できる速度に減速し、歩行者の有無を確認しない車両など、法令遵守に欠けるドライバーも多く、未だ歩行者が被害となる交通死亡事故が後を絶ちません。

埼玉県警察本部交通部交通総務課では、県内における横断歩行者の事故撲滅を目指し、法令遵守の表明や模範運転促進するため、シンボルマーク(KEEP38)を考案し、このシンボルマークを通じた道路交通法第38条の正しい理解、その遵守を表明して模範運転を実践することにより歩行者優先の気運を高めるための取組みを、歩行者優先「KEEP38プロジェクト」と名付けました。

「KEEP38プロジェクト」の取組例

- ・シンボルマークの意味を、職場内、家族内で話題にする。
- ・車両等に貼付し、歩行者に優しい運転(模範運転)を実践する。
- ・ドライバー同士の意思疎通を図る(KEEP38車両の輪を広げましょう)。
- ・職場での交通安全教育や教養等に使用する。
- ・シンボルマークをわかりやすく伝える。
- ・オリジナルステッカーで、職場の安全運転意識を高める。







オリジナルステッカーの作成 (シンボルマークの改変範囲等)

- ・外枠、KEEP38ロゴは変えないようにしてください。
- ・配色は変更することができます。
- ・会社名等の表記を入れることができます。
- ・作成する大きさに制限はありません。
- ・企業商標等の標記については、作成者において表示方法、使用可否 について、確認をお願いします。

オリジナルステッカーの作成例

























シンボルマーク使用上の注意事項

シンボルマークは、次のような目的での使用はしないようにしてください。

- ・特定の政治、宗教、募金等の活動目的のための使用
- ・営利を目的とするための使用
- ・特定の個人又は団体の売名を目的とするための使用

また、法令や公序良俗に反するおそれのある方法や、誹謗や中傷を 目的とするような使用は、控えるようお願いします。

その他 (シンボルマーク使用ガイドラインの変更等)

シンボルマークの使用は、本ガイドラインの趣旨を逸脱することのないようお願いします。なお、必要に応じて、あらかじめ通知することなく、いつでもロゴ使用に関するルール及びガイドラインを変更する場合があります。

変更後のロゴ使用及びガイドラインは、埼玉県警察のホームページ等に掲示された時点からその効力を生じます。

ご不明な点はこちらの連絡先にお問い合わせください。

埼玉県警察本部交通部交通総務課048-832-0110(代)